

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

第 20 期 活 動 報 告 書

1. 主要な情報公開請求および異議申立

1. 1 秘密保護法 立法過程の情報公開訴訟

2019年度の活動 なし

秘密保護法 立法過程の情報公開（上記訴訟以外分）

なし

1. 2 共謀罪 法令協議を開示請求 再度審査請求

政府が強行採決した共謀罪について法令協議資料を情報公開請求したところ、情報公開・個人情報審査会が「取り消すべき」答申を出した。法務大臣はいったんは理由不備のため取り消したが、文書を特定してあらためて全面不開示にしてきた。

2019年度の活動

19年	2月	7日	法務大臣「理由不備のため取り消す」裁決
	2月	15日	法務大臣 文書特定して全面不開示決定
	5月	16日	法務大臣に対して再度審査請求を行う
	6月	25日	法務大臣から理由説明書が届く
	8月	30日	情報公開・個人情報保護審査会に意見書提出

1. 3 ビートルズ来日公演警備情報 最高裁で確定

1966年にビートルズが来日した際の警備状況を記録した映像フィルムが警視庁に残っていたことが報道で判明した。詳細を知るために情報公開請求した。秘密保護法にからめ、50年前の情報でも非公開であり、非合理であることを明らかにした。再度情報公開請求したところ、個人情報を除く部分を開示する（ビートルズの顔は開示）と決定があったが、おかしいとして審査請求したが棄却の裁決が出たため、提訴したが最高裁で敗訴が確定した。

2018年度の活動

18年	6月	4日	最高裁に上告兼上告受理申立
	10月	25日	上告棄却で敗訴確定
	12月	3日	開示を求める旨の電話

その後2018年12月3日に、確定判決に基づく開示を求めたところ、「業者に委託して処理しているが、完成がいつになるかわからない。」と回答があった。

1. 4 武器輸出 情報公開請求し審査請求・異議申立

防衛装備移転三原則改正に基づき、平成26年7月17日に国家安全保障会議が武器の海外移転を認めた際の議事録と配布資料を情報公開請求し、審査請求したところ、総理大臣が答申に対して裁決を行った。

18年	1月	22日	総理大臣が答申に従い裁決
19年	6月	14日	内閣官房国家安全保障局長が表題・項目・日時・場所・出席者のみ公開する決定

1. 5 南スーダン PKO 陸上自衛隊の日報 電子データを開示請求

南スーダン国連平和維持活動に派遣されている陸上自衛隊の日報がいったんは廃棄したと稲田朋美防衛大臣が発言したものの、その後電子データとして全て保存されていたと認めた。

実際にどのようなものが開示されるか調査し、開示文書を全てホームページ上にアップした。

1. 6 外務省報償費の訴訟確定判決に従わない文書開示に対する異議申立

1. 7 各地市民オンブズマンによる大使館・領事館の報償費の一斉情報公開請求

2017年4月26日になって、情報公開市民センターならびに名古屋市民オンブズマンに対して、追加開示をする決定を送付し、中身を見た上で異議申し立ての取り下げを検討するよう連絡があった。

開示された文書を見たが、若干黒塗りは減ったもののまだまだ黒塗り部分が多く、しかも、市民センターの異議申立が2004/2/10.2010/3/18、名古屋市民オンブズマンの異議申立が2010/5/26で、そう急いで結論を出す話では無いと判断し、このまま異議申立を続行するよう連絡した。

2006年8月17日に異議申し立てした件が、約11年後の2017年8月31日になって外務省は情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。審査会は「付言」で「遅きに失したと言わざるを得ない」と述べた。

ようやく理由説明書が届いたが、30件+18件+3件(名古屋分)一気に届き、意見書作成に手間取っていたが。一気に当方の主張を認めない答申が出た。

- | | | |
|-----|--------|--|
| 18年 | 5月15日 | 情報公開・個人情報保護審査会答申 |
| | 6月15日 | 外務省 再度の決定 FAX番号以外開示 |
| | 12月28日 | 外務省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問 |
| 19年 | 1月8日 | 理由説明書が届く |
| 19年 | 12月12日 | 2009/9～2011/3 外務省大臣官房報償費
不開示妥当の答申 |
| 20年 | 1月15日 | 2010年の外務省在米大使館報償費支出計算書等
不存在妥当の答申 |
| 20年 | 1月22日 | 2009/9-12、2010/1-4,6-7,10,12、2011/1-3
外務省在米大使館報償費支出計算書等
不開示妥当の答申 |
| 20年 | 3月13日 | 1999/1-2000/3の外務省在米在仏大使館
報償費の会食支払証拠書類
対象文書特定は妥当の答申 |

1. 8 大臣メールの開示請求

2018年度の活動 なし

1. 9 内閣官房報償費の開示請求

2018年度の活動 なし

2. 内閣府 情報公開制度見直し

情報公開法改正案は、2012年11月の衆院解散で廃案に。復活の目処はたっていない。本年度は特に動きはなかった。

3. 秘密保護法に反対する活動

2019年度の活動（上記 1.1 裁判、 1.2 開示請求を除く）は、下記「共謀罪に反対する活動」以外は特になかった。

4. 共謀罪に反対する活動

2019年度の活動（上記 1.2 開示請求を除く）は以下の通りである。

19年12月8日 「秘密法反対全国ネットワーク交流会・再び それは秘密法から始まった一戦争する国づくりに抗して一」で「法令協議情報公開請求の比較一秘密法と共謀罪法一」という題で市民センター職員の内田隆氏が講演

5. 表現の自由を守る活動

「日本の表現の自由を伝える会」が2016年3月に立ちあがり、その事務局として、2019年5月・6月、2019年12月・2020年1月イギリス在住研究者の藤田早苗氏来日講演会の広報支援を行った。

6. 委託事業

全国市民オンブズマン連絡会議から以下業務の委託があった。

- ・第26・27回全国市民オンブズマン大会調査業務
- ・2019・20年版包括外部監査通信簿作成業務
- ・各種全国市民オンブズマン連絡会議関係業務

7. 市民からの情報公開請求などに関する相談は年間約60件

8. ホームページ

ホームページへの記事掲載は年間 7回
ヒット件数不明

9. 認定 NPO 法人を目指す件について

寄付金控除が受けられる認定 NPO 法人を目指すために、多くの方に寄付して欲しいと呼びかけたが、今回は寄付がなかった。

今後も広く呼びかけていきたい。

10. 会員状況

2020年5月31日現在

個人正会員 27名

団体正会員 2団体

個人賛助会員 1名

以上